

佐野市シニア地域デビュー条例（案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

(1) 意見募集期間

令和4年12月21日（水）～令和5年1月20日（金） 31日間

(2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
				2	1		3

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
		1	2	3

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>いよいよ団塊の世代が後期高齢者となります。</p> <p>佐野市だけはオンデマンドの交通のシステムがいまだに出来てなく免許証返納の問題はこれではどうにもならない。</p> <p>老人が個人で移動しようにも、自転車道の幅も確保されてなく、電柱が大きなネックにもなっている。</p> <p>ただ、やっていますと書類ばかり作っても、何も現実が動かない。</p> <p>栃木市小山市からどれほど遅れをとっているか、先例がすでにあるのだから、栃木市に学びに行き、システムを教えてもらったら良いと思うが、これも3年前から私は折があれば、議員さんなどにも言ってきたが、何一つ動かない。</p> <p>これから介護保険制度も変わり、要介護1・2の人も地方自治体の方で扱</p>	<p>本市の公共交通においては、令和2年度より、葛生・田沼・赤見・吾妻地区の一部にデマンド交通を導入しております。デマンド交通は、利用者の自宅まで迎えに行くことが可能で、足が不自由な方でも利用し易い運行形態となっており、地域の方の生活の足として利用されております。また、令和4年度においては、吾妻地区のデマンド交通の運行エリアを拡大する形で、植野地区の一部地域にデマンド交通の導入を行いました。デマンド交通の導入や運行エリア拡大により、本市の公共交通空白地域は年々減少傾向にありますが、依然として一部地域において、鉄道やバスが利用できない地域が存在しております。そのような地域にはタクシーでの移動を推奨しております。本市では、高齢者の方のタクシー利用において、料金の3割(最大1,500円)を助成しております。当制度は通院や通所、買い物や公共</p>

	<p>うようになるかもしれないが、その時行政は、ただサービスが低下しましたでは済まないかもしれない。</p> <p>米国では、主に孤立して生活している人の話し相手となるボランティアを導入しているらしく、訪問介護ヘルパーの人手不足の中、老人の普通の生活の継続をどう維持していくのか。</p> <p>交通と必要な生活支援を、どうか具体化してほしい。</p>	<p>機関・金融機関への移動も制度の対象となり、日常生活での移動においてご利用頂けます。</p> <p>本市の公共交通サービスについて、至らぬ点もあるかと思いますが、頂いたご意見等を参考に、今後も引き続き改善を行っていきたいと考えております。</p> <p>また、介護保険制度を改正については、先送りとなりましたが、今後の状況を注視していくとともに、佐野市でも高齢者の生活支援のため、高齢者の見守り、外出や家族介護者への支援など様々な高齢福祉施策を実施しているところですが、今回いただいたご意見を参考にしながら、高齢者福祉施策を進めていきたいと考えております。</p>
2	<p>第3条第3項の連携協力について、記載よりもっと幅広い連携協力が必要と思います。</p> <p>例えば、栃木県ならシニア応援センターぷらっととかシルバー大学校など、佐野市であれば、シルバー人材センターやボランティアセンターや、シニア就職などであれば、国のハローワークなど幅広い機関との連携も必要であり、記載の内容だけでは不十分と思います。</p> <p>他機関との連携協力という、条文項目を作っては。</p>	<p>地域でのボランティアなどの自主的な活動を行う団体は町会等、シルバー人材センターなどの市内で事業活動を行う団体は全て事業者を含むもの考えています。</p> <p>また、国や栃木県として関係行政機関を、第3条第3項の連携協力に含めるよう修正しました。</p>
3	<p>第9条において老人福祉法に基づく老人福祉計画において一体的に定めるものとしていますが、何を指しているか不明なので、もう少し具体的な基本的な計画を記載すべきでは。</p>	<p>老人福祉法に基づく老人福祉計画とは、佐野市の高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する、高齢者保健福祉計画を指しております。</p> <p>具体的な計画内容については、高齢者保健福祉計画の中で記載していきたいと考えます。</p>
4	<p>この条例は、他地域に比べて、出来るのが遅いと思います。</p> <p>この条例を具体化させる市のスタンスや地域の組織が必要と思います。</p>	<p>他自治体において、同様な条例の制定は確認できませんでした。</p> <p>この条例の目的であるシニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活で</p>

		<p>きる社会の実現のため、シニア世代の地域デビューの推進に必要な様々な支援をしていきたいと考えます。</p> <p>また、組織につきましては、条例を運用していく中で、検討していきたいと考えます。</p>
5	<p>2回の懇談会だけでは、市民の意見は不十分に思います。</p>	<p>条例を制定するにあたっては、学識経験者、市内の団体から推薦を受けた方及び関係機関の職員で構成される「(仮称)佐野市シニア地域デビュー条例制定懇談会」を2回開催し、シニア世代の地域デビューに関する意見交換をさせていただきました。</p> <p>また、懇談会だけでなく、いきいき高齢課窓口への来庁者や、日頃から高齢者に接する機会の多い職員からも意見を求めたほか、シニアクラブの方々とも何度も意見を交換し、アンケート調査も実施させていただきました。更に市内部におきましても協議を重ねながら、条例案を作成させていただいたものでございます。</p>
6	<p>本条例案が策定される過程で、十分な議論が尽くされたのだろうか？</p>	<p>ご意見のとおり、人生100年時代を迎え、年齢区分にとらわれず全ての年代の人が活躍し続けられる社会が求められていると考えております。</p> <p>そのような中、この条例を制定することだけで、エイジレス社会を実現できるとは考えておりませんが、人生における大きな転換点となる定年退職等により次のステージに向かうシニア世代に焦点を当てることは、重要であると考え、シニアの地域デビューを推進し、「社会的孤立」と「閉じこもり」の予防と、解消を図り、シニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活できる社会を実現するための一助としたいと考えたものでございます。</p> <p>また、今までのように、シニア世代の方々を「弱いもの」「保護すべき者」という考え方から、シニア世代が今まで培っ</p>
7	<p>人生100年時代を迎える中、全ての年代の人々が活躍できるエイジレス社会を前提とした地域社会の再設計が求められており、「地域デビュー」を条例のテーマとしてシニア世代に社会参加を促す地域デビューではなく、シニア世代の能力などを資産として捉え、意欲・能力に応じた環境づくりが必要ではないのか。</p>	<p>ご意見のとおり、人生100年時代を迎え、年齢区分にとらわれず全ての年代の人が活躍し続けられる社会が求められていると考えております。</p> <p>そのような中、この条例を制定することだけで、エイジレス社会を実現できるとは考えておりませんが、人生における大きな転換点となる定年退職等により次のステージに向かうシニア世代に焦点を当てることは、重要であると考え、シニアの地域デビューを推進し、「社会的孤立」と「閉じこもり」の予防と、解消を図り、シニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活できる社会を実現するための一助としたいと考えたものでございます。</p> <p>また、今までのように、シニア世代の方々を「弱いもの」「保護すべき者」という考え方から、シニア世代が今まで培っ</p>

		てきた能力や経験は重要な資産であると考えを改め、定年退職後等に地域活動への参加や就労等を行うことで、その知識や経験を次の世代に繋げていくこともできると考え、条例を制定するものでございます。
8	「人生 100 年時代」が意味することは何か？	人生 100 年時代とは、「寿命が（100 歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」ということを表す言葉ですが、「教育→仕事→引退」という 3 つのステージを前提とした人生設計が、制度疲弊を起し、新しい生き方が求められていることは認識しております。
9	シニア世代の「社会的孤立」と「閉じこもり」とはどんな状況を指すのか？また、「閉じこもり」は「ひきこもり」と同意なのか。課題についての定義がない。定義がないと、条例の成果の検証もできないのではないだろうか。	「社会的孤立」については、家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態、「閉じこもり」については、寝たきりなどではないにもかかわらず、家からほとんど外出せずに過ごしている状態を指しており、また、「閉じこもり」と「ひきこもり」は同意でないと考えます。 条例の成果については、社会参加や外出の頻度により検証したいと考えています。
10	条例化を目指す政策課題は重要で、市役所内で佐野市の課題として共有化されるべきと考えるが、共有化されているのだろうか。	市内部におきましても、市行政の基本方針を策定し、重要施策に関する事項を審議する庁議において協議し、認められた条例案であることから、課題は市内部において共有されているものと考えております。
11	シニア世代は現実的に「社会的に孤立」していると言えるのか？	佐野市で実施した要介護状態になる前の高齢者を対象とした調査におきましては、様々な地域活動などへ参加する方の割合が減少しており、社会的孤立が進んでいると考えております。
11	シニア世代は現実的に「閉じこもって」いると言えるのか？	佐野市で実施した要介護状態になる前の高齢者を対象とした調査におきましては、約 3 割の方の外出頻度が減少しており、閉じこもりが進んでいると考えております。

13	<p>「人と人とのつながりが希薄」だから「社会的孤立」、「閉じこもり」になるのか？</p>	<p>「社会的孤立」や「閉じこもり」については様々な要因が考えられますが、家族や友人・知人との交流、つながりのある居場所、困ったときに頼れる人が少なくなることなどにより、「社会的孤立」や「閉じこもり」の傾向が進むと考えております。</p>
14	<p>「地域デビュー」によって、「社会的孤立」と「閉じこもり」は解決できるのか？</p>	<p>地域デビューを通して、日頃から社会との繋がりや外出の機会を増やすことにより、「社会的孤立」と「閉じこもり」の予防や解消に繋がっていくと考えます。</p> <p>また、さまざまに要因により解消されない方々に対しては、その場合には、それぞれの実情を踏まえ解消できるよう支援をしていきたいと考えます。</p>
15	<p>「幸せ」の要因は多岐に渡り、その中で「社会活動」は優先順位が低い。</p> <p>「地域デビュー」によって、シニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活できるとは、必ずしも言えない。</p>	<p>社会活動をしている高齢者の方が、生きがいを感じている方の割合が高い傾向となっており、「地域デビュー」を推進することで、目的を実現したいと考えております。</p>
16	<p>条例案の目的と名称に整合性がなく、条例案名は、目的達成のための一つの政策でしかないので、ふさわしくない。</p>	<p>条例の名称については、条例の内容を的確かつ簡潔に表すものであるとされており、「シニアの地域デビュー」を推進していくことを表すために付けた名称となります。</p>
17	<p>課題を解決するためには、いろいろな方法があり、条例化にこだわらず、最適な方法を選択すべき。</p>	<p>シニア世代が新たに地域活動を始めることや就業する地域デビューを推進するためには、市だけでなく、市民、町会等、事業者及び関係行政機関が相互に連携協力し進めていくことが必要であることから、そのための基本理念などを定めた条例を制定するものです。</p> <p>シニア地域デビュー条例を制定し、市や市民、事業者、町会などの進むべき方向性を決める、理念条例を制定し、計画を立て、施策を実施していくものでございます。</p>
18	<p>条例は、場合によっては市民の権利をも制限できる諸刃の剣である。条例</p>	<p>憲法第94条及び地方自治法第14条第2項により、地方公用団体は、法令の範</p>

<p>の制定権は地方自治にとって大変重要な権限という認識があるのだろうか。</p>	<p>圏内に限り条例を制定することができる とされており、条例制定権については大 変重要なものと考えております。</p>
-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------